

19 世紀後半イギリスの野鳥保護の背景 F・O・モリスの執筆活動から

Early debate of 19th century wild bird protection:
Importance of articles of Francis Orpen Morris

村上紗知子
Sachiko MURAKAMI

要旨

本稿は 19 世紀後半のイギリスにおいて始まった野鳥保護活動の背景を検討するものである。最初に野鳥保護法成立時の議論を確認し、その上で野鳥保護活動家として知られたヨークシャーの聖職者ナチュラリストの F・O・モリス (Francis Orpen Morris, 1810-1893) が数多く投稿した『タイムズ』記事が保護法成立の背景をどのように指摘していたのかを検討する。そして野鳥保護法が厳しい規制を課すものでなかったことの背景には、鳥撃ちの拡大、特にジェントルマンのスポーツとしての狩りの広がりという問題があり、メディアでも取り上げられていたことを確認した上で、19 世紀の野鳥保護法に限界を感じ世論に訴えようとしたヴォランタリィ・ソサエティの設立背景について考察したい。

はじめに

近年関心を集めている分野の一つは、環境史である。70 年代にアメリカで環境史学会が組織され環境史と称する研究が現れ始めたが、背景には「第一次環境革命」と称される時代の環境汚染の実態の解明と環境保護運動の高揚があった。¹そのためアメリカ史家を中心として環境保護活動の起源や国境を超えた環境破壊を扱った研究が現れ、現在では学際的な学

¹ 池谷和信編『地球環境史からの問い：ヒトと自然の共生とは何か』、岩波書店、2009 年。

石弘之「エコロジー運動の成立とその展開」『世界政治の構造変動 4』岩波書店、1995 年。

問として注目を集めている。² 一方でイギリス史においては自然や環境を扱った研究は多く存在するものの、「環境史」を掲げた研究はそれほど多くない。³ 人間と自然に関する研究には、思想史におけるキース・トマスの研究や景観史におけるウィリアム・ホスキンスの研究などの先駆的研究に加えて、現在は帝国やグローバルな視点からの研究が活発である。⁴ 自然保護や環境保護という観点では土地を所有することで自然や歴史的建造物を保護しようとしたナショナル・トラストなどが設立された19世紀後半が近代の画期とされ、トラストのようなヴォランタリィ・ソサエティが設立された背景としては開発のための囲い込みや鉄道敷設による自然破壊が論じられた。⁵ また都市の居住環境の悪化による衛生問題への取り組みや自然らしさを重視するロマン主義的自然観が都市や郊外における自然保護に寄与したことが重要視された。⁶

自然保護の背景には自然が改変されたり破壊されたりすることに対する危機意識が存在していたが、保護の必要性の認識は単に反工業化や反都市化ということだけでは説明できない。雑誌『環境と歴史』の編集者を務めた帝国文化史家のジョン・マッケンジーは、社会が自然保護への意識を高めていた時期とされる19世紀以降もジェントルマンの狩りの文化が拡大を続けていたことを指摘した点で重要であった。19世紀後半はジェントルマンのスポーツの全盛期であり、これが本国だけでなく南アフリカやインドなどに広がっていった時代であった。本国における狩猟法の考え方は輸出され、南アフリカにおいてイギリス本国のジェントルマンにより行われた保護運動は、生きるために伝統的に狩りをしてきた原住民を狩りから閉め出すものであった。保護協会の会員は保護論者であると共にハンターでありナチュラリストでもあった。このようにマッケンジーが注目したジェントルマンの狩りの文化は、野生生物絶滅への危機意識の高まりと当時行われた保護の特質を明らかにした。⁷ 19世紀イ

² Donald Worster and Alfred Crosby (eds.), *Nature's Economy: A History of Ecological Ideas*, Cambridge, 1977; Alfred Crosby, *Ecological Imperialism: The Biological Expansion of Europe, 900-1900*, Cambridge, 1986; Donald Hughes, *What is Environmental History?*, Cambridge, 2006.

³ Verena Winiwarter et al., "Environmental History in Europe From 1994 to 2004", *Environment and History*, Vol.10, No.4; Sverker Sorlin and Paul Warde, "The Problem of the Problem of Environmental History", *Environmental History*, Vol.12, No.1, 2007.

⁴ 山内昶訳、キース・トマス『人間と自然界』法政大学出版局、1989年；柴田忠作訳、W・G・ホスキンス『景観の歴史学』、2008年；水野祥子『イギリス帝国からみる環境史』岩波書店、2006年；Christopher Smout, *Naure Contested: Environmental History in Scotland and Northern England since 1600*, Edinburgh, 2000; William Beinart and Lotte Hughes(eds.), *Environment and Empire*, Oxford, 2007

⁵ John Ranlett, "Checking Nature's Desecration", *Victorian Studies*, vol.26, no.2, 1983; Philip Lowe, "The Rural Idyll Defended: From Preservation to Conservation", in G.E. Mingay, *The Rural Idyll*, London, 1989; James Beattie, *Empire and Environmental Anxiety*, Basingstoke, 2011.

⁶ David Pepper, *The Roots of Modern Environmentalism*, London, 1984; Brian Clapp, *An Environmental History of Britain*, London, 1994; Jeremy Burchardt, *Paradise Lost: Rural Idyll and Social Change Since 1800*, London, 2002.

⁷ John Mackenzie, *The Empire of Nature*, Manchester, 1988; 佐久間亮「イギリス帝国と環境保護：英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き」『徳島大学総合科学部人間社会

ギリス本国において自然保護の動機のいくつかは狩りや標本収集ができなくなることへの危機意識と関係していたが、殺戮の文化と保護活動との関わりを論じた研究は少ないといえる。⁸

前述のように 19 世紀の後半、特に 80 年代には野生生物保護や都市における生活環境の改善などを目的としたヴォランティア・ソサエティが多く設立された。ナショナル・トラスト (1895 年) や鳥保護協会 (1891 年) が現在まで活動規模を拡大させている一方で、セルボーン協会 (1886 年) やカール協会 (1876 年) などは 20 世紀中に活動を縮小、または停止した。特に 19 世紀において野生生物の保護に関心のあったセルボーン協会 (Selborne Society for the Preservation of Birds, Plants and Pleasant Places) と鳥保護協会 (Society for the Protection of Birds) は保護団体のネットワークの中では比較的多くの会員を確保したと考えられており重要である。⁹ ロビン・ドウティは羽根貿易の拡大が国境を超えた鳥保護の必要性を認識させ、19 世紀後半のほぼ同時期に活動が始まったイギリスとアメリカの鳥保護運動について論じている。¹⁰ ドウティが論じるように 1880 年から 20 世紀にかけては羽根を使用したファッションが流行をみせ鳥保護を目的とした団体が設立されたが、フィリップ・ローウやジョン・シェイルの研究で説明されているように、イギリスで 60 年代頃から始まった野鳥保護の試みの背景には羽根の取引だけでなくスポーツやナチュラル・ヒストリーの文化の拡大による自然破壊への危機意識が存在していた。¹¹ セルボーン協会や鳥保護協会の設立の直接的な契機は羽根貿易の拡大であったが、このような協会設立以前にも保護法成立の努力や野鳥減少の実態を世論に呼びかけようとする試みが行われていたのであり、鳥の保護を主張する人々の多くは自然の研究をするナチュラリストであった。特に大衆向けのナチュラル・ヒストリーの作家であり『タイムズ』の常連投稿者であった F・O・モリスは熱心な活動家として知られ、セルボーン協会や鳥保護協会の設立に影響を与えたと考えられている。¹²

文化研究』、第 5 号、1998; 平田雅博『イギリス帝国と世界システム』、晃洋書房、2000 年。

⁸ ナチュラル・ヒストリー史家は過剰な標本収集がもたらす動植物の絶滅への危機意識について指摘している。David Allen, "Changing Attitudes to Nature Conservation," *Biological Journal of the Linnean Society*, Vol.32, Issue2, 1987.

⁹ Richard Clarke, *Pioneers of Conservation*, London, 2004.

¹⁰ Robin Doughty, *Feather Fashions and Bird Preservation*, London, 1975.

¹¹ Philip Lowe, "Values and Institutions in the history of British Nature Conservation", in A. Warren and F.B.Goldsmith(eds.), *Conservation in Perspective*, Chichester, 1983; John Sheail, *Nature in Trust*, London, 1976.

¹² Doughty, op.cit., p.93; Clarke, op.cit., pp.1-9. 19 世紀においてナチュラル・ヒストリー (natural history) と科学 (science) の区別は難しい。19 世紀前半までは素人と専門家の区別はあまりつけられなかったが、19 世紀末にかけて物理学や化学など研究機関で行われる専門性のある分野は科学と呼ばれる傾向にあった。植物学、地質学、動物学などの研究を指すことが多かったナチュラル・ヒストリーは 19 世紀の前半から後半にかけて一般大衆の娯楽としても流行をみせたため、当時のナチュラリストという言葉は鳥類学の研究者から自然の愛好者まで幅広い意味を持った。本稿でもこの意味で使用する。Philip Lowe, "Amateurs

本稿では自然保護史の研究成果に依拠しつつ、1869年の野鳥保護法の成立から1880年代のヴォランティア・ソサエティ設立までの時期を扱い、保護の背景に存在した諸問題を検討したい。まず1860年代から1870年代における野鳥保護成立をめぐる議会における議論を確認し、その後保護法の問題点と野鳥保護の必要性を世論に呼びかけようとしたヨークシャーの聖職者で作家であったF・O・モリスの新聞投稿記事を検討したい。最後に、1880年代に設立されたセルボーン協会や鳥保護協会の設立の動向を追うことで自然や野生生物の保護の背景に存在した問題を明らかにしたい。¹³

1. 19世紀の野鳥保護法の成立

最初に、野鳥保護法の成立の展開と議会における議論について確認していきたい。1869年海鳥保護法は野鳥保護を対象とした最初の法律であるというように位置づけられることが多いが、ゲーム保護のために作られた狩猟法という形では野生の鳥や動物の保護の法律は存在していた。¹⁴ 征服王ウィリアムがフォレストを設置したことからも分かるように、狩りは中世以来王が独占しており、特定の鳥や動物の狩りの権利を定めた狩猟法は14世紀以来作られてきた。特に1671年以降の狩猟法は狩りの権利を土地財産を持つ地主階級に限定するものであり、近代においては狩りは地主貴族層から構成されるジェントルマンの特権となっていた。都市のタウン・ハウスと農村にある所領のカントリー・ハウスの往復をする生活をしていたジェントルマンにとって、田舎での狩りをすることはスポーツマンであると同時にジェントルマンであることを示す象徴的行為であった。¹⁵

狩りの獲物となる猟鳥獣、つまりゲームはノウサギやキジ、ライチョウなどであったが、バチューなどの大量殺戮をする猟法が導入されると、しばしばゲームキーパーが人口繁殖させて管理し、必要な場合には外国から輸入された。バチューは18世紀末から19世紀前半に大陸から導入された猟法で、ビーターと呼ばれる勢子を用いて飛び立たせた鳥を一斉に撃ち落とすものでありスポーツマンたちが互いに撃ち落した数を競い合うものであった。この

and Professionals”, *Journal of Society for Bibliography of Natural History*, Vol.7, No.4, 1976; Bernard Lightman(ed.), *Victorian Science in Context*, London, 1997; James Secord, *Victorian Sensation: The Extraordinary Publication, Reception, and Secret Authorship of Vestiges of the Natural History of Creation*, Chicago, 2000.

¹³ 「環境」(environment)とは人や物、状況などを取り巻くものという意味を持つ言葉であるが、「環境保護」という言葉は20世紀以降に流行を見せる表現であり今回扱う19世紀後半の野鳥保護に関する史料における議論では使用されない。また「保存」は‘preservation’、「保護」は‘protection’の訳語である。

¹⁴ John Sheail, *Nature Conservation in Britain*, London, 1998.

¹⁵ E.P. Thompson, *Whigs and Hunters*, London, 1975; P.B. Munsche, *Gentlemen and Poachers*, Cambridge, 1981; Peter Davis, *Museums and the Natural Environment*, London, 1996; R.W.Hoyle(ed.), *Our Hunting Fathers*, Lancaster, 2007.

ような狩りをする場合には多くのゲームを確保する必要があったため、雛に危害を加える可能性のあるフクロウやタカなどの猛禽類は害獣として鉄製のわななどで捕らえるということが行われていた。しかし人口繁殖できないライチョウなどは繁殖地へ赴いて狩りをするなど、全てのゲームをプレザーブと呼ばれる保存地で管理していたわけではない。ゲームは野生であることが前提とされたが、保存地で飼育されたゲームは半ば家畜化されたものであった。キツネ狩りは害獣駆除として始まったものであったが、19 世紀には鹿に変わる獲物として流行をみせ、70 年代頃にかけて全盛期を迎えた。キツネはゲームに対する脅威とみなされたが、スズメなどは作物に被害をもたらす害鳥と見なされておりスパロウ・クラブなどによって組織的に駆除されていた。¹⁶

狩猟法はゲームを捕獲する階層を限定すると共に、ゲームの売買も禁止した。そのため土地財産を持たない者は密猟という形で野生動物を捕獲し、闇取引を行っていた。そのため夜間密猟禁止法など密猟を取り締まる法律が制定されたが密猟の行為が治安を悪化させているとの危機意識が高まり、1831 年狩猟法が成立していく。この法改正により、3 ポンド 13 シリング 6 ペンスの印紙税を納付し狩猟許可証を得た者であれば誰でもゲームを捕獲できるようになり、販売も可能となった。1831 年の法改正により、狩りは土地財産を持つ者の特権ではなくなったものの、土地所有者が借地農との契約に際して自らの狩りの権利を留保するということが行われていたために法改正後も地主の狩りの独占はある程度行われていたといえる。このように、19 世紀の半ばまでの野生の鳥や動物の保護法は狩りのためのゲーム保護と結びついており、地主貴族という裕福な土地所有者に狩りの権利を限定するものであった。¹⁷

野生ではなく家内動物に関しては、1822 年以降動物虐待防止法が整備された。熊いじめや闘鶏は王室でも行われていたが、18 世紀から 19 世紀にかけては民衆娯楽としても広まっていた。労働者の娯楽としてのこうしたブラッド・スポーツは野蛮で治安を悪化させるものとして改革の対象となった。1824 年に成立した動物虐待防止協会のロビー活動も貢献し、1849 年の動物虐待防止法では犬や猫も含めた家畜全般への可逆行為が禁止された。¹⁸ 世紀前半においては動物いじめが野蛮で残虐であるとされた一方、スポーツとしての狩りやナチュラル・ヒストリーの標本収集については大きな問題とはされなかった。¹⁹

¹⁶ Mackenzie, op.cit., pp.7-23. ; 川島昭夫「密猟と狩猟法」『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』、ミネルヴァ書房、1987 年、156-193 頁。

¹⁷ 川島、前掲書、186-193 頁；遠山茂樹『森と庭園の英国史』、文藝春秋、2002 年。

¹⁸ Brian Harrison, "Animals and the State in Nineteenth-century England", *English Historical Review*, Vol.88, 1973; 指昭博編『祝祭がレジャーに変わるとき』創知社、1993 年；伊東剛史「『マーティン法』の余波 19 世紀イギリスにおける動物福祉の法制化と世論形成」『金沢学院大学紀要－文学・美術社会学編』第 11 号、2013 年。

¹⁹ Mackenzie, op.cit., pp.26-27. ; 平田雅博「帝国文化としての狩り－マッケンジー『自然の帝国』から－」『愛媛大学法文学部論集』、1996 年。

19世紀後半はスポーツとしての狩りの全盛期であると同時に、それに対する批判が公に提示される時期でもあった。野生の鳥の保護が科学界や政界に注目されるようになったきっかけは、科学協会の権威であったブリテン科学振興協会における会合であった。ブリテン鳥類学連盟の設立者で当時ケンブリッジ大学の比較解剖学教授であったアルフレッド・ニュートンが、1868年のノリッジの会合で「ゲーム・ローの動物学的側面」と題する報告を行い鳥の絶滅への危機感を示したのである。²⁰ ニュートンはロンドンやランカシャーなどの都市からやってくる「スポーツマン」がワイト島やヨークシャー東部のフランバラ岬において海鳥撃ちをしており、海鳥ほど残酷な形で苦しめられている動物はいないと述べた。また海鳥の羽根に対して大きな需要があるのは女性の帽子に付ける装飾のためであるとも指摘した。この報告がきっかけとなりブリテン科学振興協会の禁猟期委員会が発足することになる。

同大会はヨークシャー東部のブライドリントン教区司祭のヘンリー・バーンズを中心とした聖職者に影響を与えた。バーンズは毎年の行楽客によるエクスカーションとパチューを止める方法を議論するための会合を開き、当時鳥の保護を議会への請願や『タイムズ』記事で呼びかけていたF・O・モリスや地元の聖職者が参加した。この会合の結果イーストライディング海鳥保存協会が設立され、ヨーク大主教やイーストライディング選出の保守党議員であるクリストファー・サイクス、ノーサンバーランド公爵、動物虐待防止協会、ブリテン科学振興協会の禁猟期委員会などの支持を得、最終的にサイクスが法案を提出することになった。

法案は繁殖期の期間に海鳥を保護するというものであった。2月26日の法案提出時にサイクスは海鳥保護の必要性についてほとんど国家的な問題であるとし、海鳥の減少はヨークシャー以外にもノーサンバーランド、ダラム、ノーフォーク、デヴォンシャー、コーンウォール、ペンブローックシャーなどでも問題になっていると指摘した。また農民、商船隊員、遠洋漁師といった人々の利害に関わっているとし、農民にとっては耕した土地の地虫を食べること、商船隊員にとっては視界が悪い日に海岸までの距離を知らせること、遠洋漁師にとっては魚の群れの場所を知らせることなどを例としてあげ、選挙区民の利益のためにも海鳥の保護が必要であるとした。このように農家や漁師の生業に関わる実利的な側面が強調された。²¹ サイクスの法案に対して下院では海鳥の減少は限定的なものでありスコットランドを適用範囲から除外すべきであるとの意見が出たものの、ほとんど反対が出ることもなく通過した。

上院における5月4日の審議ではリッチモンド公爵が禁猟期の期間と有罪となる行為を定めた法案の第2節について、海鳥を「殺す、傷つける、あるいは殺したり傷つけたりす

²⁰ Alfred Newton, "Zoological Aspect of Game Laws", *Report of the Thirty-eighth meeting of the British Association of Advancement of Science Held at Norwich in August, 1868*.

²¹ *Hansard*, House of Commons, 26th Feb, 1869, Series3, Vol.194, cc404-6.

るよう試みる」ことを「撃つ、あるいは撃とうと試みる」ことに置き換えることで鳥やその卵に依存して生活している海岸の住民が鳥を捕獲することができるようになるよう提案した。公爵は海沿いに住む人々よりもエクスカースンのために列車でやってくる者がスポーツのために大規模に鳥を殺戮していることが問題であると考えていた。海鳥保存協会の支持者でもあったヨーク大主教は法案の本質が繁殖期の間に何らかの方法で鳥を殺すことを阻止するものであることを確認し、大規模な鳥の殺戮の理由の一つは女性の帽子を飾る羽根のためであると指摘した。リッチモンド公爵は羽根の流行は一時的なものであるとし重視しなかったが、修正は難しいとして取り下げた。²² 公爵は食料のために卵を捕獲する貧しい人々のために卵の売却の罰金を定めた節は不要であると提案し、採決の結果削除された。さらにヨーク大主教と共に海鳥保存協会を支持していたノーサンバーランド公爵はセント・キルダ島の人々が生活を海鳥に依存しているために法の適用から除外する節を追加する動議を出し、承認された。このようにして 1869 年 6 月に通過した海鳥保存法 (Sea Birds Preservation Act) は 4 月 1 日から 8 月 1 日まで 33 種の海鳥を対象に禁猟期を設けるもので、この間に特定の海鳥を殺したり傷つけたり捕獲したりする、またそうしようと試みる者、あるいはそのような目的でボート、銃、網やその他の道具を使用する者は治安判事のもとに裁かれ一羽につき 1 ポンド以下の罰金が課されることになった。²³ また期間は国务大臣の命令のもとに変更が可能であった。

70 年代には 72 年野鳥保護法 (Wild Birds Protection Act) と 76 年野禽保存法 (Wild Fowl Preservation Act) が成立したが、これらは食料として売却される鳥を保護することを意図したものであった。ブリテン科学振興協会の禁猟期委員会が法案作成に関わり、1872 年の法案は自由党のアンドリュー・ジョンストンが提出した。6 月 12 日の第二読会においてジョンストンは法案の目的についてこの国で繁殖する海鳥以外の鳥の保護を目的としたものであるとし、保護が必要な鳥は虐待的行為により急速に絶滅させられているとした。法案は食料や商業に利用されている鳥の保護を目的としていたが、これに対して急進派として知られた自由党のオウベロン・ハーバートはすべての野鳥を保護の対象とすることを提案した。まず彼は鳥の有用性について主張し、ケンジントン・ガーデンのニレの木やヨーロッパのフォレストのモミの木が甲虫により被害を受けた事例などを取り上げながら多くの木や植物は幹を傷つけたり果実を食べたりするなど昆虫や地虫により被害を受けていると説明した。そして虫による樹木や植物への被害がある中で、小鳥は自然の警察官としての役割があるとして食虫性の鳥を評価し、小鳥の保護を訴えた。特に益鳥としてはスズメやズアオアトリなどがあげられ、スパロウ・クラブによるスズメ撃ちなどが批判された。ハーバートはバデット・ク

²² Hansard, House of Lords, 4th May, 1869, Series3, Vol.196,cc.78-81.

²³ An Act for the Preservation of Sea Birds, 1869, 32&33 Victoria, c.17.

ウツ女男爵からの手紙にも言及し、網による鳥の捕獲の流行が小鳥の恐ろしい殺傷の原因であると述べた。彼女は銀行家であった祖父の多額の遺産を相続し教育や動物虐待問題など多くの社会活動を行い、1871年には男爵の爵位が与えられ、1872年にはロンドン名誉市民の称号を与えられていた人物である。ハーバートの動議は対象とする範囲が広く成立が見送られる恐れがあることや農家にとって害を及ぼす鳥を保護してしまうことなどの反対意見により第二読会においては取り下げられ、特別委員会で検討することになった。7月に開かれた特別委員会においてもすべての鳥が保護の対象となることはなかったが、法案の名称が「野禽保護法案」から「繁殖期における特定の野鳥の保護のための法案」に変更され、保護する鳥を定めたスケジュールに小鳥が加えられることとなった。²⁴

1872年野鳥保護法は3月15日から8月1日まで79種の野鳥を対象に禁猟期を設けるというもので、故意に殺されたり傷つけられたり捕獲される鳥に関して5シリング以下の罰金が課されることになった。それに加えて売却に出されることも違反とされることになった。また国外に住む者から受け取った鳥については例外とされた。²⁵ 72年法はスケジュールの不完全さや罰金が低額であるとして再検討の必要性が認識され、ハーバートを議長として1873年に他の鳥への禁猟期拡大の妥当性を検討する特別委員会が発足された。特別委員会が成立する際に保守党のクレア・リードはハーバートが全ての野鳥の保護を主張し元の法案に修正が加えられたことを批判した。リードは食用の鳥の保護に特化した元の法案がスポーツマンやナチュラリスト、美食家いずれにとっても理解され得るものであったと述べた。

1873年4月29日から7月23日まで行われた特別委員会ではブリテン科学振興協会の禁猟期委員会のメンバーや動物虐待防止協会のセクレタリの他に聖職者や市場園芸家、農場経営者など38人が参考人として証言した。鳥の減少の原因については様々な状況が考えられた。鳥を殺したり傷つけたりする者は銃で撃ち落とす者とわなや網などで捕獲する者などに大きくわけられ、前者にはスポーツを目的とする場合や売却を目的とする場合、両方を目的とした場合が考えられた。後者に関わる者はバード・キャッチャーと呼ばれ、売却を目的とする場合が多かった。1872年の法案の作成者の一人であったニュートンにとって食料として捕獲される鳥が虐待を受け絶滅の危機にある種も存在するということが立法を推進する動機であった。議長からはドレスや帽子を飾る羽根のための鳥捕獲や娯楽のための鳥撃ちについての意見を求める質問が出されたが、ニュートンが危機意識を持っていたのは食料のための鳥撃ちやバード・キャッチャーの捕獲行為であった。²⁶

²⁴ Hansard, House of Commons, 12th Jun., 1872, Series 3, Vol.211, cc.1646-54; Parliamentary Papers(295), *Report from the Select Committee on Wildfowl Protection Bill*, 1872.

²⁵ An Act for the Protection of certain Wild Fowl during the breeding season, 1872, 35 Victoria, Bill 46; An Act for the Protection of certain Wild Birds during the breeding season, 1872, 35&36 Victoria, c.78.

²⁶ Parliamentary Papers(338), *Report from the Select Committee on Wild Birds Protection*, 1873, pp.32-39.

また保護の対象とする鳥については、主に小鳥と猛禽類が問題となった。小鳥は植物の種や実を食べることによる作物への影響が検討された。例えばスズメは主に種子を食糧にしたが、繁殖期には昆虫や地虫を与えて子育てをすることが多いため、種まきや収穫の時期には害鳥であるがその他の時期には害虫を食べる益鳥であった。小鳥の数が減少しているかどうか意見が分かれた。猛禽類が益鳥か害鳥かについては、ゲームとの関係が不可避であった。例えばフクロウは害鳥としてしばしばわなで捕らえられていたがゲームに対して害がないという点やネズミを捕食するという点で保護の対象になると考えられるようになっていた。一方ハイタカはヤマウズラやキジなどのゲームに危害を加える鳥だという認識が根強く、保護のスケジュールには含まれるべきでないと考えられることが多かった。

鳥を保護する背景には人間によって「自然のバランス」が破壊されているという認識も存在していた。この言葉は自身の土地における銃の使用を禁止したことで知られるナチュラリストで探検家のチャールズ・ウォータートンが使用したことでよく知られ、ゲームの過剰保護などに関する自然への人間の過剰介入を問題視する際にしばしば用いられた。モリスの兄弟で聖職者でありノッティンガムのナチュラル・ヒストリー協会の副会長を務めていたビバリー・モリスはノッティンガムにおけるラットの過剰な駆除により猛禽類やイタチが絶滅の危機に陥る事例、カナダにおける鳥の減少により引き起こされる植物への害虫の被害事例などを取り上げて、自然のバランスの崩壊の事例について説明した。²⁷ また動物虐待防止協会のセクレタリであったジョン・コーラムは、法案に関して 2 万通の通信者からの手紙から意見を聞いていること、そして教養のある人々の間では自然はそれ自体がバランスを保つということから猛禽類を含めた全ての鳥を保護すべきであるという方向性になってきていることを確認した。コーラム自身は家畜と野生を区別すべきではなく、アメリカに倣いすべての動物を虐待から保護する必要があるとの見解を述べた。²⁸

特別委員会では 72 年法の保護スケジュールの継続、他の野鳥についても禁猟期をもうけることなどが決議で採択されたが、すぐに法律となることはなく、内容も修正された上で 76 年法成立となった。保守党のヘンリー・チャップリンが提出した 1876 年の法案は、1872 年法の罰金が小額であり法としての機能を果たしていないという認識のもとに作成されたものであった。7 月 3 日の上院の第二読会でヘニカー男爵は現行の野鳥の急速な減少の原因として二つの要因をあげている。一つは間接的なもので荒地の排水整備や干拓事業の増加によるものである。もう一つは直接的なもので繁殖期の野鳥の殺戮によるものである。ヘニカーは後者のみが対処できるものと認識しており、審議の中で直接的に鳥を殺したり捕獲したりする行為を規制しようとするものであることを確認した。1876 年の野禽保存法は 36

²⁷ *Ibid.*, pp.75-84.

²⁸ *Ibid.*, pp.153-154.

種の野鳥が保護リストに掲載されたが、ガン以外は72年のスケジュールに掲載されているものであり、食料や商業に利用されている鳥の保護を厳格にしようとするものであった。禁猟期は2月15日から7月10日に定められ、この期間に特定の野禽を殺したり傷つけたりそうしようと試みる者、あるいはそのような目的でボート、銃、網やその他の道具を使用する者、あるいは最近殺されたり捕獲された鳥を所有したり管理する者に対して、一羽につき1ポンド以下の罰金が課されることになった。²⁹ また国務大臣の命令により期間の延長が可能であった。

19世紀半ば以降における繁殖期の鳥撃ちと捕獲の背景には、大規模化するスポーツのためのゲーム保護、レジャーとして大衆に広まっていたスポーツやナチュラル・ヒストリー、また交通機関の整備による食物や羽根の商業取引などの拡大という複合的な問題が存在していたが、1869年海鳥保存法と1872年の野鳥保護法、また76年の野禽保存法は主に商業目的の鳥の捕獲を制限するために作成されたものであったといえる。しかし成立した保護法は罰金や禁猟期の期間、スケジュールなどが中途半端なものであり繁殖期の鳥撃ちを厳格に規制するものではなかった。³⁰ 1869年法成立の契機となったのはロンドンや他の都市からヨークシャーの東海岸にやってくるスポーツマンの鳥撃ちによる海鳥の減少への危機意識であったが、審議の中で地主貴族の所領で行われたバチューなどの大量虐殺をするスポーツについて問題視されることはほとんどなかった。そもそも地主貴族のスポーツとして行われていた鳥撃ちは主に秋から冬の期間に行われていたため、このような娯楽としての大規模な鳥撃ちは規制の対象ではなかったのである。1869年の海鳥保存法とその後の野鳥保護法作成の議論において貧民や都市住民の生活や娯楽が考慮された点や主に植物との関係で自然における有用性が認められたという点で狩猟法とは区別されるべきであるが、ジェントルマンのレジャーを規制するものではなかった点は重要である。

その後、これらの保護法を廃止する形で新たに1880年野鳥保護法が成立するが、それまでの保護法よりも規制の範囲が狭い問題の多い法律であった。F・O・モリスは60年代から80年代の保護法成立の時期に『タイムズ』において鳥保護の必要性を強く訴えた人物の一人であり、モリスの記事はしばしば他の主要新聞や雑誌で取り上げられた。特にモリスは審議の中で暗黙の内に容認されてきたスポーツとしての狩りを批判した人物であった。第2章ではモリスの『タイムズ』記事を検討することで、議会の外において鳥の減少や絶滅に関してどのような原因が指摘されたのかを検討したい。

²⁹ An Act for the Preservation of Wild Fowl, 1876, 39&40 Victoria, c.29.

³⁰ “The Story of Bird Protection”, *Bird Notes and News*, 1910-11, pp.1-3.

2. F・O・モリスの投稿した『タイムズ』記事の内容と意味

2-1. F・O・モリスの『タイムズ』記事

F・O・モリスは、1810 年にアイルランド南部コーヴ・オブ・コークの近くで海軍提督の長男として生まれた。1824 年にイングランドのウォースターに移り、グラマースクールで学んだ後オクスフォードのウォースターカレッジに入学、卒業後は主にヨークシャーの教区で聖職として生き、第三代クリーヴランド公爵のチャブレンも務めた。一番長く働いたのはヨークシャーのイーストライディングにおけるナンバンノルムという小教区であり、1854 年から亡くなる 1893 年まで過ごした。ナンバンノルムはヨークの南東部に位置し、海岸の保養地として知られていたスカーバラやブライドリントンの近郊に位置していた。1888 年にはナチュラリストとして年 100 ポンドの王室年金を授かった。若い頃から猩紅熱やマラリア、天然痘など多くの病を患ったが、勢力的に執筆活動を行い、モリスの残した著作や投稿記事は非常に多い。³¹

モリスは執筆活動を通して野生生物の殺戮、動物解剖、ダーウィンの進化論などを批判した。寄稿した新聞、雑誌は 50 種類以上あり、『ナチュラリスト』という雑誌では編集者も務めた。残した著作は 60 冊以上に及び、ナチュラル・ヒストリーの著作である『ブリテンの鳥の歴史』(全 6 巻)や『ブリテンの鳥の巣と卵のナチュラル・ヒストリー』(全 3 巻)、『ブリテンの蛾のナチュラル・ヒストリー』(全 4 巻)、またダーウィンの学説を批判した『ダーウィン教義に関する全論説』などは特に著名であり、その他に学校教育や信仰生活などに関わる著作を残した。モリスの執筆活動の中でも『タイムズ』への投稿は継続的になされ数が多いことで重要である。³²『タイムズ』への投稿は少なくとも 1863 年から 1888 年までの間に 100 件以上に及び、そのうち鳥への言及は 80 件以上の記事で確認できる。鳥保護を求める記事は 1880 年に『鳥に関する「タイムズ」への書簡』として出版された。³³ モリスは公に進化論を批判した数少ない聖職者の一人であったが、『タイムズ』においてもジェントルマンのスポーツを公然と批判した人物であった。³⁴

『タイムズ』においてモリスは鳥の減少や絶滅についての報告を記述した。モリスはイギリス各地や海外の通信者から鳥撃ちやわなの設置に関する目撃情報を受け取り、しばしば手

³¹ J.F.M., Clark, “Morris, Francis Orpen (1810-1893)”, *Oxford Dictionary of National Biography*, 2004; Anne Holt, “Francis Orpen Morris, 1810-1893”, *The Expository Times*, 1994; Parliamentary Papers(230), *Civil List Pensions*, 1889, p.20, p.23; David Allen, *Books and Naturalists*, London, 2010, pp.255-260.

³² “The Rev. F.O.Morris, B.A.”, *Church Portrait Journal*, Jan., 1881, pp.5-8; “The Rev. F.O.Morris, B.A.”, *The Biograph and Review*, Mar., 1881, pp.273-279.

³³ Francis Orpen Morris, *Letters to the Times about Birds, &c.*, London, 1880; “The Rev. F. O. Morris”, *The Leisure Hour*, 1893, p.487; Marmaduke Morris, *Francis Orpen Morris: A Memoir*, London, 1897; Charles Kofoid, “Francis Orpen Morris: Ornithologist and Anti-Darwinist”, *The Auk*, Vol.55, Issue3, 1938.

³⁴ Bernard Lightman, *Victorian Popularizers of Science*, Chicago, 2009, pp.43-48.

紙の内容を引用して記事を書いた。鳥に関する初期の投稿記事である 1863 年 9 月 12 日の「鳥の殺害」では鳥が大雑把に大きな鳥と小さな鳥に分類されて認識されていると確認した後、鳥を死に追いやる人々について次のように述べている。

これらの両方のクラス（の鳥）は間違った動機から虐待の犠牲となっている。鳥たちを死に追いやろうとするのは実際は多様な人々である一貴族と小作農、農家とゲームキーパーである。彼らの目的も異なっている—パンとバチューである。³⁵

モリスの初期の記事における主な主張は虫を食べる小鳥の農業における価値を示すこととジェントルマンのスポーツとして行われていたバチューを批判することであった。³⁶ この記事の中では鳥を殺害したり捕獲したりする者には貴族から小作農まで様々なグループの人々が存在することを確認した上で、作物に有害であると考えられている小鳥の習性について、ツグミやクロウタドリなどを例に挙げて非常に多くの昆虫類が雛の餌として与えられている事実が示されており、農作物を守るために害鳥駆除として行われていた鳥の捕獲についても再検討の必要があることを示唆している。保存地においてゲームを管理し数時間の内に大量殺戮を行うバチューの残忍性の指摘はその後 70 年代末にかけて過激となっていく。

モリスが野鳥保護を強く訴える契機となったのは海岸における海鳥殺戮への危機感を訴える記事であった。1867 年 4 月 3 日の「カモメ」という記事では沿岸警備隊の海軍士官の情報から、ヨークシャーの東海岸沿いのスカーバラとバーリントン周辺で繁殖している海鳥の殺戮が続けばウミバト、ミツユビカモメ、ニシツノメドリなどの海鳥の完全な絶滅が待ち受けているとし、それは 1830 年頃から続いており毎年恒例となっている「ジェントルマン」による海鳥の組織的殺戮によるものとした。このようなジェントルマンは数十人で蒸気船に乗り断崖のふもとで無数の鳥を撃つのであった。モリスは春と秋に行われるこれらの行為をスポーツマンらしからぬ野蛮な行為であるとし、世論に訴えかけようとした。³⁷

同年モリスは議会へ請願も提出していた。請願の中で鳥は自然の経済の中で最も有用な役割を果たしており、鳥が殺されれば昆虫が増加し農場や庭園の生産物が被害を受けることが指摘された。また鳥の減少や絶滅の背景には銃の見境のない使用があるとし、フランスやアメリカの先例に倣い、法律で銃の使用を規制すべきだとした。請願の中では鳥の有用性が述べられたが、海岸や保存地における獲物である海鳥やゲームについては自然の中の位置づけよりも残忍なスポーツという行為が批判の対象となった。

アルフレッド・ニュートンがブリテン科学振興協会において装飾としての羽根を目的とし

³⁵ “Bird Murder”, *The Times*, 12th Sep., 1863 補足のため括弧は村上が追加。

³⁶ “The Gamekeeper’s Museum”, *The York Herald*, 29th Oct., 1864.

³⁷ “The Seamews”, *The Times*, 3rd Apr., 1867.

た鳥撃ちについて指摘した翌年の 1869 年 1 月 14 日の「フランバラ・パイロット」では、通信者の情報を引用して次のように記述している。

彼（グラムの治安判事をしているジェントルマンの通信者）はカモメやアジサシだけでなくケワタガモの保養地となっているクライド湾のエイルサ・クレイグとフォース湾のメイ諸島について同様の証言を加えた。あるロンドンの羽根商人はエイルサ・クレイグで週に 1000 羽のミツユビカモメの注文をしたと言われている。・・・聖職者である他の通信者は南西海岸について記述している。「私はちょうどペンブロークシャーの故郷から戻ってきたところです。イングランド人の鳥の殺人者がついにその地に姿を見せたことを知り深く悲しんでいるところです。西部と南部の海岸は大西洋に開かれており広大で野生という言葉で表される海岸の景観が多く見られます。・・・しかし私の滞在中イングランド人の商人があちらこちらで海鳥を撃つために人を雇っているという証拠を多く得ました。」³⁸

この記事は 1868 年にニュートンが指摘した羽根取引という商業を目的とした鳥撃ちの事例を表すものであり、それがスコットランドやウエールズでも行われていたことを示す記事である。モリスは全国の通信者との交流の中で羽根取引についての報告を受けていたが、60 年代から 70 年代にかけては女性のファッションや商業目的の鳥撃ちの批判を積極的に行ったわけではなかった。後に検討するように、モリスにとって羽根取引が大きな問題となるのは 1880 年代に入ってからである。

すでに述べたようにブリテン科学振興協会や海鳥保存協会の活動も貢献して 1869 年に海鳥保存法が成立したが、モリスの鳥の絶滅への危機意識は存続していた。海鳥保存法が成立した翌日の 1869 年 6 月 25 日「残虐行為の事例」という記事では、海鳥保存協会に関わったバーンズやサイクスへ賞賛を送り保存法通過を評価しつつも、「バチュー」を行うために野生の鳥や動物が絶滅の危機にあると述べた。³⁹ さらに同年 10 月の「鳥の保存」という記事では法による監視がなければ多くの種が完全に絶滅するとし、すでに 1867 年に提出していた議会への請願の内容を記事の最後に掲載した。⁴⁰ このようにモリスは 1869 年海鳥保存法成立後もバチューによる鳥の減少は続き、さらなる法整備が必要であると認識していた。

モリスにとってバード・キャッチャーの問題も重要であった。1872 年野鳥保護法では法案で提案されていたカモやシギに小鳥を加える形でスケジュールが作成されたが、モリスは修正の必要性を感じていた。特別委員会の動議が出される前の 1873 年 4 月 16 日「野鳥保

³⁸ “The ‘Flamborough Pilots’”, *The Times*, 14th Jan., 1869. 括弧は村上が追加。

³⁹ “A Case of Cruelty”, *The Times*, 25th Jun., 1869.

⁴⁰ “Bird Preservation”, *The Times*, 1st Oct., 1869.

護法」では、1872年の特別委員会の動議が出された直後にハーバートよりモリスに通信があった旨を確認した後、現行の保護法の問題点を指摘している。72年法のスケジュールはハマシギが3種類の名前で掲載されているなど、地方における呼称や時期における呼称の違いを考慮して作成されたものではないことを指摘した。またスケジュールに掲載すべき鳴鳥や立派な羽根を持つ鳥、減少しつつあるワシやタカなどの鳥が除外されている点を指摘した。ここで主に鳥の減少の原因と認識されていたのはバード・キャッチャーによる鳥の捕獲であった。⁴¹ 下院の第二読会の翌日で「ブリテンの鳥の保護」という題で当時動物虐待防止協会の女性委員会の責任者を務めていたクウツ女男爵の記事と共に掲載された1872年6月13日の記事ではモリスの教区の近辺でジェントリや少年が小鳥を捕獲している場面が目撃された事例があげられた。⁴² また1873年10月7日の「希少なブリテンの鳥」という記事の中では日曜日に教会に行かずに卵収集をしている少年の問題を深刻にとらえている。⁴³

1873年特別委員会における証言では、モリスは著名な『ブリテンの鳥の歴史』を執筆したナチュラリストとして証言を行った。そこでは3月1日から8月1日まですべてのブリテンの鳥を対象に禁猟期を求めている。銃免許を所持している者は食料や科学的目的のためには例外が認められ、巣や卵、雛についても同様の例外が認められた。しかし動物食で主に昆虫を食べるブッポウソウ目の何種かの鳥はこの先20年間撃たれるべきではないと述べた。鳥保護による農業や園芸への影響について、モリスは農家や園芸家被害は受けないという立場で禁猟期以外の時期や例外的には鳥を撃つことが認められるとした。作物に対して有害であると考えられ保護するかどうか意見が分かれていたミヤマガラスについても、昆虫食であることが強調され被害よりも利益の方が大きいと主張した。⁴⁴

特別委員会の報告書にはモリスが提出した補足資料も掲載されている。そこでは保護が必要だと思われる主にスズメ目の鳥についての説明やバチューの与える影響について検討されている。資料の中ではバチューは主要な野生の鳥や動物の殺戮の重大な原因となっており、農家にとって重要なイタチやフクロウがゲームキーパーの設置するわなにより減少し、その結果ネズミやラットが増加してモリスの近隣の教区の農民たちがラット駆除に迫られているという実態を指摘し、改めてバチューを非難した。特別委員会においてバチューを直接的に批判したのはモリスだけであった。⁴⁵

1874年10月29日の「海鳥保護法」では保護法の禁猟期の拡大の必要性が述べられると

⁴¹ “Wild Birds Protection Act”, *The Times*, 16th Apr., 1873.

⁴² “Protection to British Birds”, *The Times*, 13th Jun., 1872.

⁴³ “Rare British Birds”, *The Times*, 7th Oct., 1873.

⁴⁴ *Parliamentary Papers*, op.cit., pp.60-61.

⁴⁵ *Parliamentary Papers*, op.cit., p.167, 220.

共に、銃免許を持たない者の存在が指摘された。⁴⁶ここでは警官によるフランバラとスピートンの海鳥撃ちの検挙の結果について言及した。8月の2週間の間に89人が捕り押さえられ、そのうち20人は「標準的な」銃免許も所有していない者であった。このような免許を持たない者のほとんどはエクスカーションISTで、彼ら自称スポーツマンは一時間以内に80羽の海鳥を撃つ賭けをする不名誉と恥辱を獲得する者であった。ここでモリスが批判した狩りは売買のための鳥撃ちではなく娯楽や名誉のための狩りであった。地主貴族の威信の象徴であった余暇活動は、狩猟法や銃免許法の改正によりジェントルマンであろうとするミドルクラスにまで広がっていた。鉄道網が広がると、都市の労働者も農村や海岸に旅行することも可能になっていた。

モリスのパチュー批判は70年代末にピークを迎えた。1878年2月7日の「スポーツと虐殺」では、モリスは以下のように述べている。

今や我々はこれまで何が起こってきたか知るべきである。このような射撃手はそれぞれできるだけ早く撃てるように従者により爆薬が準備されたいくつかの銃を所有し、命中したり外したりして、日が出ている間中一斉射撃を続ける。それはあたかも死に追いやられて、敵の圧倒的な勢力に対して緊急に築いた砦の後ろから自らの命を守っているかのようである。その数時間の間に何万もの銃弾が撃たれる。……「先週、——公爵、——大佐、——卿、——将軍、——大佐、——卿、そして——卿が——卿の所有地で撃ち落とした。この名高い一行は1,495羽のキジ、727羽のノウサギ、1,231羽のアナウサギ、23羽のヤマウズラ、17羽のヤマシギ、合計で3,493個の頭をとった。」……これがスポーツなのである！……私がこうして書いているのは、虐殺するキジを保存するために一年中全国で夜ごと数えきれないほどの何千もの鉄のわながしかけられているという信じられないほどの残酷な行為に対する抑えきれない激しい感情である。⁴⁷

モリスはこの記事を読むジェントルマンや貴族の怒りを買うようなことを述べる意図はないとしつつも、パチューとそれを取り巻く状況について記述した。パチューが行われる数ヶ月から一年前ほどの期間をかけて準備が行われたが、それにはゲームキーパーによるゲームの養育、少年たちによるゲームの監視などが含まれた。これによりイタチやオコジョの絶滅、雛をキツネから守るために一晩中監視するゲームキーパーが起こす騒音などの影響が考えられた。長期間かけて準備されたフランス式のパチューは狩りが行われる時期にはさらに

⁴⁶ “The Sea Birds Protection Act”, *The Times*, 29th Oct., 1874.

⁴⁷ “Sport and Slaughter”, *The Times*, 7th Feb., 1878.

多くの人々を介入させた。ピーターには百人もの人々が一日3シリングで雇われ、さらに百人の人々が残飯を目的に集った。数日間かけて行われるバチューにより撃たれるゲームは数トンから数十トンと見積もられた。ここでは具体的な名前は伏せられているが、貴族の所有地で行われたバチューに関する描写であり、ジェントルマンのスポーツとして行われているバチューについて反対すべき悪い性質を持ったものであるとして批判しつつも、田舎の牧師としてモリス自身にできることはないとして解決方法については述べていない。そして記事を投稿した理由は主にゲームキーパーによって行われる、ゲーム保護のために全国的に年中行われる鉄のわなの設置の残虐性を訴えることであるとした。モリスはジェントルマンの直接的な批判は避けたが、貴族的なスポーツを批判していることは明らかであった。

2-2. 「スポーツと虐殺」への反応

モリスは60年代から70年代にかけて様々な鳥の殺戮について論難してきたが、その中でも貴族やジェントルマンが行うバチューは特に残忍な行為であるとして激しい批判の対象となった。ここでは上流階層向けのスポーツ誌とより一般大衆向けであり改革志向の出版物の記事を取り上げることで、モリスが批判したバチューに対する各紙の見方やモリスの投稿した『タイムズ』への反応について検討していきたい。

モリスの記事は他紙でもしばしば取り上げられたが、特に「スポーツと虐殺」は実際的にはバチューを辛辣に批判したものとして注目された。2月7日に掲載されたこの記事が翌週の2月16日に大々的に取り上げたのは、ロンドンのスポーツ誌であった『スポーティング・ガゼット』であった。論説欄に掲載された「スポーツか虐殺か？」ではまずモリスの記事の内容を確認した後、モリスのバチュー批判が不十分であり、バチューに抗議する正当な理由が示されず問題をゲーム保存のために行われるわなの設置や小作人のやじに置き換えている点を指摘した。その後以下のように続いている。

しかしすでに述べたように、モリス氏が主張したバチューに対する抗議のための理由は弱く不満足なものようであるが、それでも彼の抗議それ自体には我々は心から賛同する。もしスポーツマンの観点から捉えるならば、バチューは「下劣で不名誉」なスポーツのまがい物である。⁴⁸

その後、記者は別の観点からバチューを見るべきであるとして、バチューの社会的側面について意見を述べた。

⁴⁸ “Sport or Slaughter?”, *The Sporting Gazette*, 16th Feb., 1878, p.149.

現代においてある者がキジを繁殖し保存する際、彼は彼自身のスポーツのためにそれを行うわけではない。彼は純粹にスポーツのために保存地において一羽のキジを殺すことも冒涇行為であると考えたろう。これらの費用のかかる鳥は、彼のもてなしに参加しゲームを殺すために「高貴な人々」を招待できるようにするために餌を与えられ飼育され監視される。・・・彼のもてなしは決して無欲なものではない。彼はロンドンにおけるシーズンが再びめぐってきた時に社会的名誉という形で見返りを求めている。⁴⁹

この箇所はバチューを行うことが社会的名誉を得るための社交活動であることを指摘することでスポーツとは異なる観点からバチューの必要性を示している。『スポーティング・ガゼット』はバチューのスポーツとしての不適切さは認めつつも、社交の側面を重要視した。この記事はバチューをフランスで行われているように合理的にゲームを市場に送るシステムに変えていくことで批判は避けられると予測した。

ヘンリー・メイヒューとマーク・レモンが編集者として設立し大衆的な風刺挿絵入り週刊誌であった『パンチ』は鳥保護の動向について保護法に関する事柄から女性の服装の文化についてまで幅広く扱い、保護法成立の動向も注視していた。1869 年のサイクスが提出した海鳥保存法について書かれた「海と陸の鳥に関する感傷家」では、保護リストに陸鳥が加えられていない点を指摘し、農業に関する利益の観点から、禁猟期は繁殖期のすべての期間に修正され小鳥を保護すべきであるとした。小鳥の農作物への良い影響から、スパロウ・クラブの活動も一時的なものになるだろうとの予測であった。この記事はサイクスが下院に海鳥保存法の法案を提出した際に農民や船乗りや漁師の利益を考慮していることを取り上げ、海鳥保存法を支持した。⁵⁰ 1872 年法のスケジュールから除外されたツグミやタカなどの立場から書かれた 1872 年 8 月 3 日の「法案から外された鳥」は食料やゲームとして狩りが継続されることを風刺したものであった。⁵¹

『パンチ』のスポーツ欄もモリスの記事を扱っていた。『スポーティング・ガゼット』に「スポーツか虐殺か？」が掲載された同日の「スポーツと虐殺」の中では、ジェントルマンのスポーツをめぐる農家、少年、ゲームキーパー、ピーター、「自然への造詣」を持った牧師、スクワイア、スクワイアの招く客人の立場からそれぞれの意見を述べるという形式で記事が書かれている。この内「自然へのまなざし」を持った牧師とはモリスを指し、『タイムズ』に掲載された「スポーツと虐殺」におけるゲーム保護のために行われるわなの設置に関する一節がそのまま引用されている。バチューなどの狩りを主催する立場にあるスクワイ

⁴⁹ *Ibid.*, p.149.

⁵⁰ “A Sentimentalist on Sea and Land Birds”, *Punch*, 20th Mar., 1869.

⁵¹ “Birds Out of the Bill”, *Punch*, 3rd Aug., 1872.

アの言い分は次のように記述された。

ここだけの話ですが、私はそれが必ずしも私に向いている類のスポーツではないことを認めなければなりません。私の父のやり方ではありませんし、祖父は衝撃を受けるでしょう。それに多額の費用がかかり、私の同胞の誰も好きではありません。私はいつも動物虐待防止協会の会費を送付する際に赤面します。しかしどうしても言うのでしょうか？流行なのです。私の招待客は他の人々がするようにそれを期待しているのです。⁵²

この記事において「バチュー」という言葉は使用されていないが、モリスの記事を引用していることやピーターが登場していることなどからバチューを想定していると考えられる。ここでのスクワイアの言い分はこの比較的新しいやり方のスポーツが流行であり社交活動のために必要であるというものであった。このスクワイアはスポーツマンであると同時に、動物虐待防止協会の会員でもあるという設定になっている。動物や自然の保護を支持する人々がハンターでありナチュラリストであることはしばしば起こりえた。『パンチ』の中で流行であるバチューを行わざるを得ないと述べるスクワイアの発言は、この時期におけるジェントルマンのスポーツを規制することの難しさを示している。

1718年にエドワード・ベインズにより設立された有力な地方紙の一つであり19世紀後半には日刊紙となっていた『リーズ・マーキュリー』はモリスの「スポーツと虐殺」に対していち早く反応を見せていた。1870年以降はウエミス・リードが編集者を務めていた『リーズ・マーキュリー』は『タイムズ』に掲載されたモリスの記事を全文掲載することもあった。1878年2月9日の「リーズ・マーキュリー」欄にはモリスの「スポーツと虐殺」の内容について要約した上で編集者の意見が加えられている。そこでは「著名なヨークシャーのナチュラリスト」であるモリスが、スポーツの敵であると思なされる表現は避けつつもバチューという冷酷なスポーツに反対している内容が説明されている。この記事の編集者はモリスにできることは殺戮行為の後に帰宅することだけであるとして、この問題に深入りはしていない。

しかしその後1880年2月の一面に掲載された「バチュー」では、次のような記事が載せられた。

誰も農村の貴族やスクワイアのスポーツや、その神聖な職業にはそぐわないようにして射撃やキツネ狩りをする聖職者の喜びを否定しようなどと望んでいない。この

⁵² “Sport and Slaughter”, *Punch*, 16th Feb, 1878.

ような趣味がバチューに体现されるような獵鳥獸の単なる殺生へと墮落した時、それは悪質で下劣な行為が終わるよう声高々に大衆の意見が公にされるべき時が来たということのようである。バチューはすべての真のスポーツマンたちによって非難されている。そのような者は犬と銃を伴い農村を散策し逃避する機会を持つゲームを見つけて撃つことに喜びを見出す者である。⁵³

この記事はドイツから輸入されたイングランド人らしくないスポーツであるバチューを止め、本来のイングランドのスポーツに戻るよう求めている。上の引用文ではバチューを止めさせるように大衆の意見を主張していく必要があるとしバチューは真のスポーツではないという内容が記載されている。また別の箇所では貴族の所領で行われる行為が啓蒙された時代に値せず非人間的で野蛮であるとしている。モリスと同様に貴族やジェントルマンを直接的に否定する立場になることは避けているものの、大量虐殺をするバチューを批判した内容となっている。ここでは逃げ場のない保存地の中でゲームを虐殺する方法が問題となっている。

モリスは『タイムズ』において常連の通信者であり、モリスの記事はしばしば主要な出版物において取り上げられていた。特にジェントルマンの大規模な狩りを批判した「スポーツと虐殺」は『スポーティング・マガジン』のようなスポーツ誌でも受け止められ、『リーズ・マーキュリー』や『パンチ』など主要な改革の志向を持つ出版物において取り上げられた。各紙は少しずつ立場を異にしながらも、バチューが残酷でありイングランド的なスポーツではないという点では概ね一致していた。しかし社交活動として行われていたバチューを止めるための解決方法についてはほとんど示されていない。リーズ・マーキュリーは 1880 年の記事の中で大衆の意見を表に出す必要性を認識していた。

ジェントルマンのスポーツを継続的に批判していたモリスは、新興のスポーツマンや市場の商品として鳥を捕獲するバード・キャッチャーの問題を含めて鳥の狩りや捕獲の法による規制を求めたが、1880 年代にはプルメージ・リーグや鳥保護協会など世論を喚起するためのヴォランタリィ・ソサエティの設立に関与していくことになる。

3. ヴォランタリィ・ソサエティの設立

60 年代から 70 年代にかけてスポーツマンによる鳥撃ちを批判してきたモリスは、80 年代に新たな活動に関わるようになる。それは女性の服装に鳥の羽根が使用されていることに

⁵³ “The Battue”, *Leeds Mercury*, 7th Feb, 1880.

対する危機意識に関係していた。1885年に設立されたプルメージ・リーグは、その後に設立されるセルボーン協会や鳥保護協会の設立を促進するものであった。ここでは1880年野鳥保護法の性質を確認し、その問題点と新たに認識されるようになってきた世界規模の羽根貿易の拡大によりヴォランタリィ・ソサエティが設立される様子について検討したい。

1880年6月14日の下院の第二読会では自由党のルイス・ディルウィンがすべての鳥を保護の対象にした法案を提出した。いくつかの種類の鳥が作物に被害を与えるとして農家から好まれておらず、保護の対象とするかどうかは1872年から議論が続いていたが、ディルウィンは秋から冬に種子を食べる固い嘴を持つ鳥の多くは繁殖期に食虫性であり、そのために農業専門家にとって非常に有用であることを改めて強調した。また網や他のわなを使用して鳥を捕獲するバード・キャッチャーについて規制すべきこと、土地の所有者は所領の鳥を捕獲することができるという制限をなくすことを求めた。⁵⁴ さらにディルウィンと共に法案を提出し、後にセルボーン協会の会長を務めることになる自由党のジョン・ラボックも一部の鳥に保護を与えると保護された鳥を撃った者は保護されていない鳥を撃つ意図であったと偽る場合があるとして全ての野鳥を保護すべきだとした。⁵⁵

ディルウィンの法案に対しては様々な反対意見が出された。一つは市場に供給される鳥や卵の価値を認めてウズラなどを保護リストから外すべきであるとの意見であった。また都市生活者にとっての喜びのために籠の鳥が重要である点なども指摘された。委員会では自由党のジェームズ・バークレーが法案はゲーム法案の性質があると指摘し、土地の占有者だけでなく農家や市場園芸家に自由に鳥を撃つ権利を与えるべきであると述べた。法案の第4節に関わるこの問題は土地の所有者あるいは占有者は禁猟期やスケジュールに関係なく鳥を撃つことができるというものであったが、彼らに許可を得た者にも狩りの権利が与えられることになっていた。⁵⁶

結果的に1880年野鳥保護法はスケジュールに定められる鳥とそうでない鳥を区別した上で保護の対象がすべての野生の鳥と定められた。この法律に伴い海鳥保存法と野鳥保護法、また野禽保存法は廃止された。スケジュールに掲載されている85種類の鳥の場合は罰金は1ポンド以下、それ以外の鳥は5シリング以下と定められた。禁猟期は3月1日から8月1日と定められ、故意に撃ったり撃とうとする者、あるいは撃つ目的でボートを使用する者、捕獲する目的で鳥もち、わな、輪なわ、網や他の器具を使用する者、売却しようとする者、3月16日以後に最近殺されたり捕獲されたりした鳥を所有したり管理下に置く者は違反者として治安判事のもとに裁かれることとなった。また土地の所有者や占有者、これらの者に認められた者はその土地においてスケジュールに掲載されていない鳥を殺したり捕獲するこ

⁵⁴ *Hansard*, House of Commons, 14th Jun., 1880, Series3, Vol.252, cc.1992-5.

⁵⁵ *Hansard*, House of Commons, 21st Jun., 1880, Series3, Vol.253, cc.522-8.

⁵⁶ *Ibid.*

とができた。⁵⁷ さらにスケジュールの期間は国務大臣の命令により変更が可能であった。スケジュールには 1869 年法の 32 種、1872 年法の 43 種を含めて 85 種類の鳥が掲載された。

1880 年法の欠陥はすぐに認識された。一つは用語の問題であった。1869 年法、1872 年法、1876 年法いずれにおいても違反の対象となる行為には「殺す」という言葉が使用されているが、これらの法を撤廃して成立した 1880 年法においては「撃つ」かどうかが問題となった。そのため「撃つ」のではなく「殺す」目的であれば違反の対象とはならなかった。以前の法の問題点を認識した上で成立したはずの法律が、以前の法では違反であったことが 1880 年法では違反でないという事態が起こったのである。土地の所有者や占有者に認められた例外も曖昧なものであった。「所有者」や「占有者」の定義は明記されておらず、さらにこれらの者に認められた者であれば誰にでも同等の権利を与えるものであった。これらの問題にも関わらず、1881 年に行われた修正は部分的なものであった。3 月 16 日以降の鳥の所有について、1880 年法では国外に居住する者から購入する場合は違反とはならなかったが、国外で殺されたにも関わらず国内で取引された場合は違反となった。そのため法の効力の及ばない場所で殺され輸入された場合は例外であるという文言に修正された。またスケジュールにヒバリが追加されたが、何を基準に保護するかは曖昧であった。⁵⁸ スケジュールには 85 種類の名前が掲載されたがさらに多くの鳥を含む可能性があった。

1880 年法の成立により、野鳥は獵鳥としてのゲーム、ゲームではないが保護法のスケジュールに掲載された鳥、それ以外の鳥という区別がなされることとなったが、半家畜化していたハトなどの立場は曖昧なままであった。⁵⁹ 1869 年法から争点となっていた卵収集の規制については世紀末に再び問題となる。1880 年法までの議論ではナチュラル・ヒストリーの流行と共に増加した卵学者による卵収集の問題はそれほど大きな問題にならなかったものの、過剰な収集行為は 1891 年にアルフレッド・ピースが法案を提出した契機となっていく。結果的に、卵の規制が定められるのは 1894 年になってからである。

以上のような問題を孕むものであったため、1880 年の野鳥保護法によりすべての野鳥が保護の対象となったものの、モリスや彼の通信者にとって問題は依然として存在していた。1869 年からの法律では繁殖期の鳥保護が問題であったが、雛の保護のためには少なくとも 9 月頃まで期間を延長する必要があると考えられていた。1885 年 8 月 17 日の「ウミバト、オオハシウミガラス、ミツユビカモメ」では、プライドリントンの通信者からの手紙が引用されている。⁶⁰ この通信者は海鳥の冷酷な殺戮を止めさせるべきであり、鳥が雛を育ててい

⁵⁷ Wild Birds Protection Act, 1880, 43&44 Victoria, c.35.

⁵⁸ Hansard, House of Commons, 2nd Aug, 1881, Series3, Vol.264, cc.689-92.

⁵⁹ J.W.Willis Bund, *Oke's Handy Book of the Game Laws*, London, 1881; James Robert Vernam Merchant and Watkin Watkins, *Wild Birds Protection Acts, 1880-1896*, London, 1897.

⁶⁰ “The Skout, the Skort, the Kittiwake”, *The Times*, 17th Aug, 1885.

る期間を考慮して禁猟期を設定するべきであるとした。その際モリスが禁猟期の延長に関して影響力を行使すると期待する旨が記された。これに対してモリスは海岸沿いで行われている残酷な行為を監視し止めさせるために様々な力を行使すると答えた。議会に請願を提出したり多くの新聞や雑誌で鳥の保護を訴えたりしてきたモリスは、鳥の保護を求めるブライドリントンの通信者にとって協力を求めるべき人物であった。

保護法の問題を認識していたモリスは、1885年に鳥保護に関して新たな活動に関わるようになる。それは羽根の装飾的な使用を阻止するための連盟の支持であった。モリスは1868年に設立された海鳥保存協会を支持していたが、これは効果的な保護法成立を求めるロビー団体であった。これに対してモリスとエレノア・ボイル (Eleanor Vere Boyle, 1825-1916) など女性の活動家により1885年に結成されたプルメージ・リーグは、主に女性を対象としたものの世論へ働きかけるヴォランタリィ・ソサエティであった。このリーグはマウント・テンプル卿夫妻のハンプシャーの邸宅における会合の結果生まれ、会合にはジョン・ラスキンやベイジル・ウィルバーフォースなどが出席していた。マウント・テンプル卿はメルボーン卿の首相時代の私設秘書や衛生局の総裁など数多くの閣僚としての職を務めた人物であると同時に、コモンズ保存協会の会長や都市公共公園協会の副議長を務めるなど都市のコモンズやオープン・スペースの確保に関心のあった人物でもあった。そしてその妻のレディ・ジョージアナ・マウント・テンプルも動物愛護や都市環境の改善に関心があり動物虐待防止協会やカール協会の活動を支持していた。

プルメージ・リーグは女性を対象とした連盟であり、鳥の羽根を装飾として用いることを止めさせ、無駄な殺傷を阻止しようとするものであった。モリスは『タイムズ』に投稿した「プルメージ・リーグ」の中で、まず鳥の標本で覆われているボンネットやドレスを着用する女性のファッションの悪趣味さについて示したレディ・マウント・テンプルの手紙を引用した。手紙にはプルメージ・リーグに参加させるためにできるだけ多くの女性を獲得するつもりであり彼女の名前の使用を許可する旨が記載されていた。また8月17日の『タイムズ』の投書欄に「ウミバト、オオハシウミガラス、ミツユビカモメ」と共に掲載された「美しい羽根を持つ鳥の破滅」という記事を投稿したジョージ・マスグレイヴについても言及している。動物学協会や地理学協会のフェローであったマスグレイヴは『タイムズ』に宛てた記事の中で羽根貿易拡大により世界中から鳥が輸入されている状態を危惧していた。マスグレイヴはモリスに直接通信を送っており、モリスは彼の熱意を認めていたことが分かる。マスグレイヴは同年11月にセルボーン・リーグを結成しており、1886年にプルメージ・リーグと統合してセルボーン協会の創立者となった人物である。モリスは羽根を目的とした鳥撃ちについて以下のように述べた。

野鳥保護法でさえも鳥たちを救っていない。(鳥たちは)テムズ川において冷酷な射

撃手によって撃たれている状態である。数ヶ月前にサー・チャールズ・ドライクがテムズ川の管理者の前に示した証拠の中では次のような事柄が示された。すでに悲惨なほど数が減っておりわが国の原生の最も美しい鳥のうちのひとつであるカワセミが、そこで女性たちの頭の装飾のために撃たれているのである。そして様々な他の鳥も同様に、イソシギのような鳥でさえも羽根が利用されている。⁶¹

ここではテムズ川におけるカワセミ撃ちも規制できていない現状を述べ、野鳥保護法が機能していない点を指摘している。記事の最後でモリスはイングランドのレディたちに向けて人工的に作られた鳥の装飾についての記事を提示している。

モリスの記事が掲載されたすぐ後に掲載されたのが、挿絵画家で作家のボイルの記事であった。ボイルはヴィクトリア女王の常任牧師であったリチャード・カベンディッシュ・ボイルを夫に持ち、トマス・ランドシニアなどに絵画の指導を受けた。70 年以降は作家として活動し『庭園における時間と日々』は 1884 年から 1898 年の間に 10 版を重ねた。ボイルは「プルメージ・リーグ」の中で、次のように述べた。

すなわち、美しい鳥を女性の帽子や服装の装飾への使用を止めるための協会である。今や同盟の時代であり、プルメージ・リーグは必ず成功するだろう。そしてすべての階級、すべての政党にアピールできるという大きな利点がある。美しい無垢な鳥の剥製を身に付けた野蛮なファッションは悪徳以外の何者でもない。以前は帽子を飾るのに一羽の鳥で十分であったが、今や少なくとも半ダースは必要である。・・・プルメージ・リーグは鳥の世界規模の殺戮を監視する。しかしそれと同時に、自然それ自体が意義あるものとなることにも気をつけなければならない。近い将来、グレート・ブリテンやどこにおいても殺戮される美しい野鳥はいなくなるだろう。⁶²

ボイルはプルメージ・リーグが特定の階級や政党の観点に立つものではなく、世界規模の鳥の殺戮を監視するものであると述べた。当時装飾の羽根を目的とした鳥の取引は国内だけでなくアメリカやフランスの市場を中心に世界規模で行われており、色鮮やかな羽根を持つ鳥の捕獲はアジアや南米でも拡大していた。⁶³『タイムズ』記事においてモリスとボイルは新たな保護法の必要性や保護法の修正については言及しておらず、主に女性を対象として結成されたプルメージ・リーグの活動に期待を寄せている。

⁶¹ “A Plumage League”, *The Times*, 18th Dec., 1885. 括弧は村上が追加。

⁶² “A Plumage League”, *The Times*, 25th Dec., 1885.

⁶³ Board of Trade, *Statistical Abstract 1876-1890*, London, 1891.

ボイルとレディ・マウント・テンブルは連名で『モーニング・ポスト』や『スタンダード』など保守派の新聞に「F・O・モリス牧師を表彰する基金」への寄付を呼びかける記事を作成した。⁶⁴ 記事ではモリスの動物への思いやりとナチュラル・ヒストリー研究の普及への貢献、また『タイムズ』記事への投稿記事によりモリスの名前がグレート・ブリテンと海を超えたグレーター・ブリテンにまでよく知られるものになったことが記載されている。

ブルメージ・リーグは同年に結成されたセルボーン・リーグに合併される形で1886年にセルボーン協会として再組織され、羽根部局として活動を行うこととなり、ヴィクトリア女王の三女クリスチアンの支持を獲得した。セルボーン協会においては女性のメンバーが男性を上回っていたものの主要な役員は男性がつとめたが鳥保護協会は女性が主要役員を務め初期の間は会員も女性に限定されるなど、運営の方法には相違が存在していた。

セルボーン協会の協会名はナチュラル・ヒストリーの古典として19世紀に多く読まれていた『セルボーンの博物誌』に由来する。著者のギルバート・ホワイトはイングランド南部ハンプシャーのセルボーン村の牧師補であり、当時ナチュラル・ヒストリー研究の主流であった分類学のための標本収集に頼らずに、生きた自然を観察することで研究に取り組んだ人物であるとされた。そのため協会はホワイトの姿勢を見本とすることで、19世紀後半に行われていた過剰な標本収集を批判する姿勢を示唆していた。⁶⁵ モリスはセルボーン協会と鳥保護協会どちらの協会の設立にも関与したが、役員として指導的役割を果たしたわけではなく、記事を投稿することで活動を支えた。モリスは1893年に亡くなるが、セルボーン協会の機関誌『ネイチャー・ノート』の追悼記事では、ヨーク大主教がモリスについて言及した発言を元に使用されていた「北のギルバート・ホワイト」という表現の題名が付けられた。⁶⁶ 『セルボーンの博物誌』の精神を大切にする者は協会において「セルボニアン」と呼ばれたが、編集者によればモリスは卓越したセルボニアンであり、モリスの64年の著作である『ゲームキーパーの博物館』は「生命のバランス」を破壊する者による悪事を公に曝すものであるとして重要であった。「北のセルボーン」あるいは「北のホワイト」という表現はナチュラリストとしてのモリスを表現する際にしばしば用いられた。⁶⁷

ブルメージ・リーグと同様の組織は1889年にも設立されることになった。一つはイライザ・フィリップスによるクロイドンにおける「毛皮、ひれ、羽毛の家族」であり、もう一つはエミリー・ウィリアムソンによるマンチェスターのディズベリーにおける鳥保護協会で

⁶⁴ “Public Testimonial to the Rev. F. O. Morris, of Nunburnholme, ‘The Selborne of the North’”, *Morning Post*, 31st May, 1886; “Public Testimonial to the Rev. F. O. Morris, of Nunburnholme, ‘The Selborne of the North’”, *The Standard*, 5th Jun., 1886.

⁶⁵ *Selborne Society Letters*, Jan., 1887, p.1; *Selborne Magazine*, Jan., 1888, pp.1-3; Ted Dadswell, *The Selborne Pioneer*, Aldershot, 2003.

⁶⁶ “The Gilbert White of the North”, *Nature Notes*, Jan., 1894, pp.9-12.

⁶⁷ Morris, *Letters to the Times about Birds*, pp. iii - iv; *The Ghost of Wesley*, pp.20-22.

あった。いずれも女性を対象とした組織であり、1891 年に鳥保護協会として活動を開始し、本部をロンドンに移した。公式の初会合は動物虐待防止協会の事務所で開かれた。ロンドン支部のセクレタリであったハナ・ポーランドは 1891 年 3 月 7 日に『ヨークシャー・ポスト』に送った記事の中で、鳥保護協会は婦人用帽子を目的として起こっている鳥の大規模な殺戮を防ぐために設立され、メンバーは 500 人を超えていると説明した。当時はまだ会費はなく、メンバーに求められていることは食料のために殺された場合を除きいかなる鳥の羽根の着用も止めるというものであった。ただしダチョウに関しては例外が認められた。ポーランドは多くの種類の鳥が希少になり絶滅の危機にあることはよく知られた事実であることを確認した上で、それは冷酷で無情なファッションの影響であると述べ、最後に協会への支持を求めた。⁶⁸

上のポーランドの記事と共にセルボーン協会の雑誌『ネイチャー・ノート』に投稿したモリスは、鳥保護協会の設立を歓迎しつつ、数年前に始めたプルメージ・リーグの設立を振り返った。リーグの支持者は全国から獲得したが主に上流の人々であるために実際に活動が続けることが難しくなっており、行動を起こすための拠点が必要であることを示した。『ネイチャー・ノート』の編集者でありブリティッシュ・ミュージアム所属の植物学者であったジェイムズ・ブリテンは女性にしか関係のない性質をもつ羽根を身につけないという誓約をする鳥保護協会について否定的な見方も示したが、ブリテンの予測に反して鳥保護協会は多くの支持者を得て活動を拡大していった。⁶⁹

おわりに

1880 年代に設立されたセルボーン協会や鳥保護協会は、装飾用の羽根の需要により拡大した世界規模の貿易により鳥が無慈悲に殺害されているという危機意識のもとに誕生したものであった。しかしセルボーン協会は野生生物全般と自然の土地の保護という幅広い目的を掲げ、鳥保護協会は鳥保護に特化して活動を開始していき、モリスが支持した二つの協会はその後別々のやり方で自然保護を訴えていくことになる。⁷⁰

⁶⁸ “Birds and Bonnets”, *Nature Notes*, 1891, p.76.

⁶⁹ Clarke, op.cit., pp.11-12.

⁷⁰ *Ibid.*, pp.26-27.